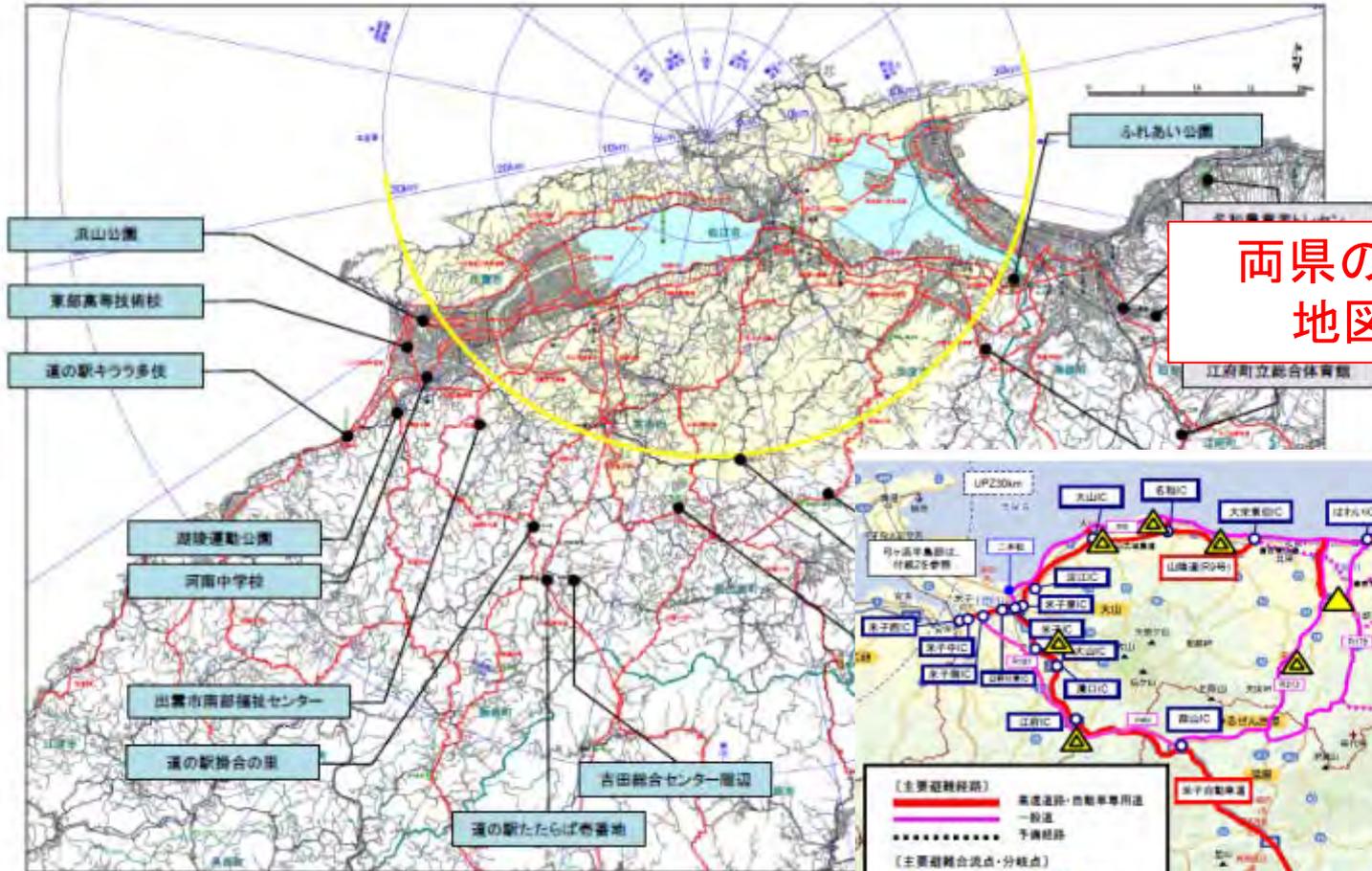


# 検査候補地

➤ 国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ、避難経路に面する場所又はその周辺に候補地を選定している。

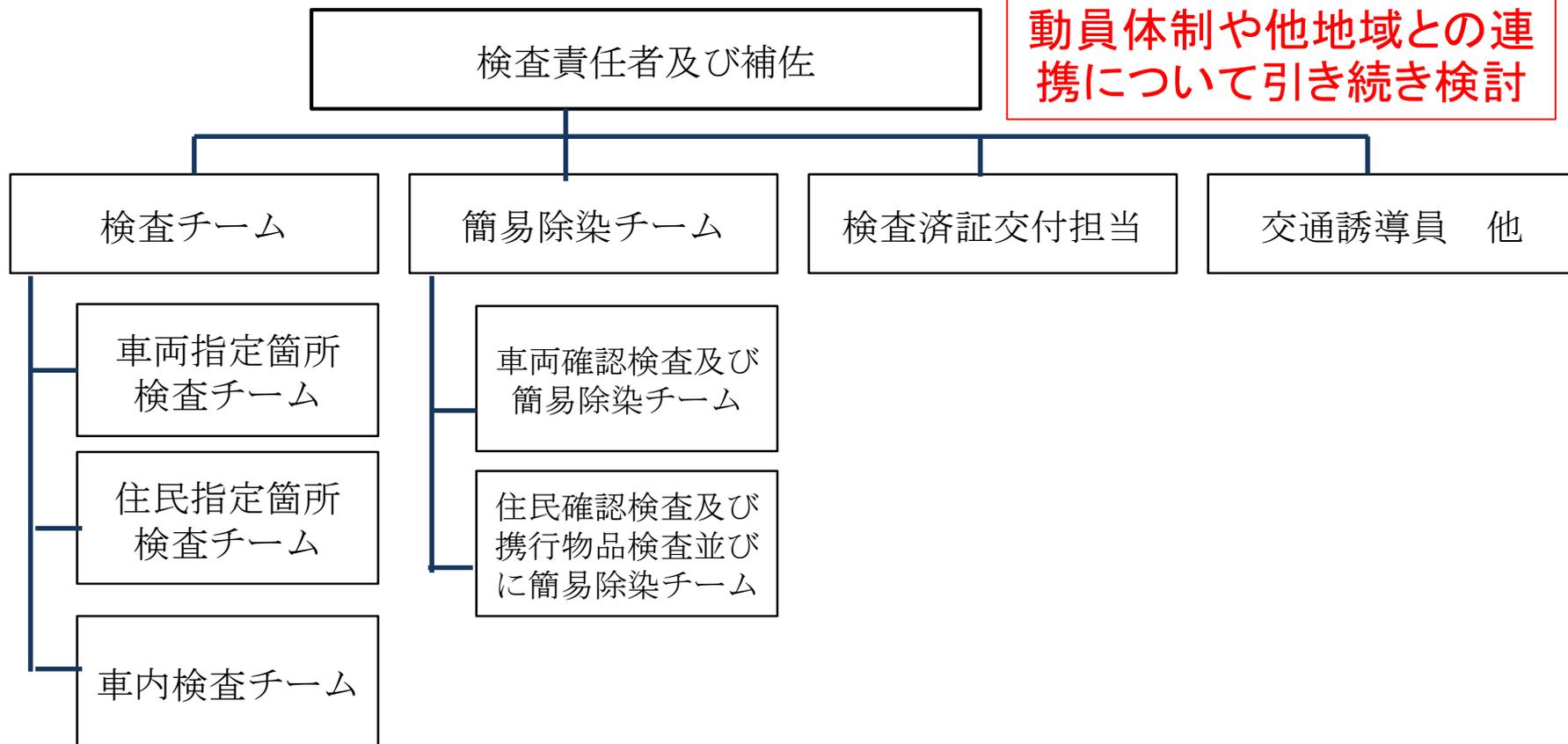


両県の検査候補地の地図を作成予定



# 検査体制、資機材

- 避難退域時検査は、島根県、鳥取県が中国電力(株)と連携し、国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営
- 中国電力(株)は、備蓄資機材を活用し、\_\_\_\_\_人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員
- 指定公共機関（放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構）は、国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施



# 放射線医学総合研究所による協力体制

- ▶ 放射線医学総合研究所（千葉市）は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、OFCに専門  
家、救急搬送車両等を派遣
- ▶ 必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、本所からは、被ばく医療  
に関する相談への指導・助言も実施

オフサイトセンター  
(OFC)



放射線医学総合研究所(千葉市)

(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



支援車

現場指揮、  
資機材・人員搬送



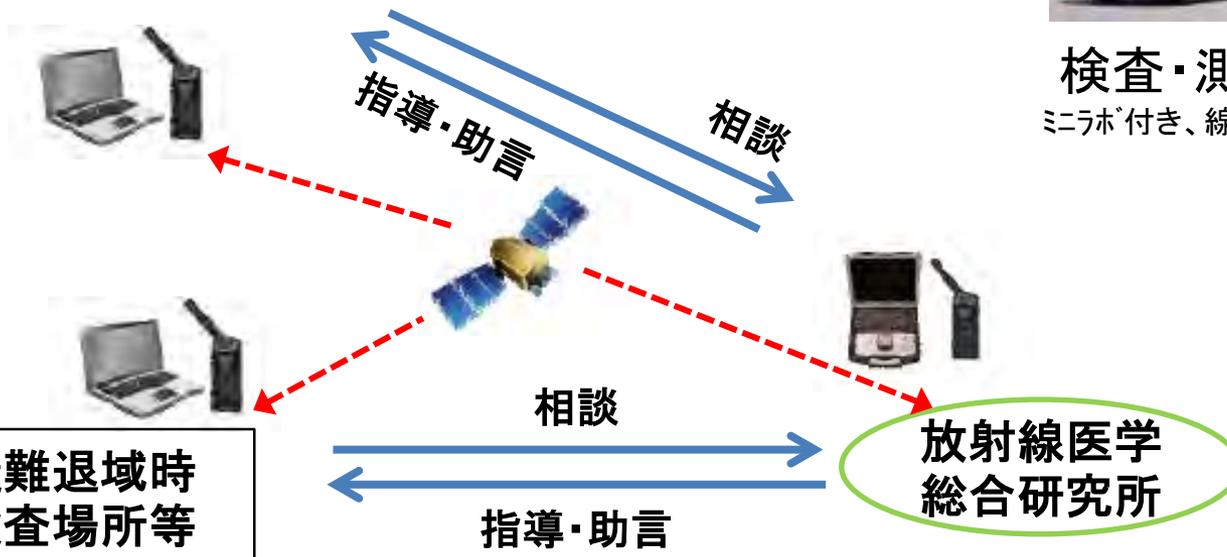
検査・測定車

ミラボ付き、線量評価測定



大型救急車

患者搬送



2011.03 福島第一原子力発電所の事  
故時におけるOFC(大熊町)での活動



- ▶ 日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施
- ▶ また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



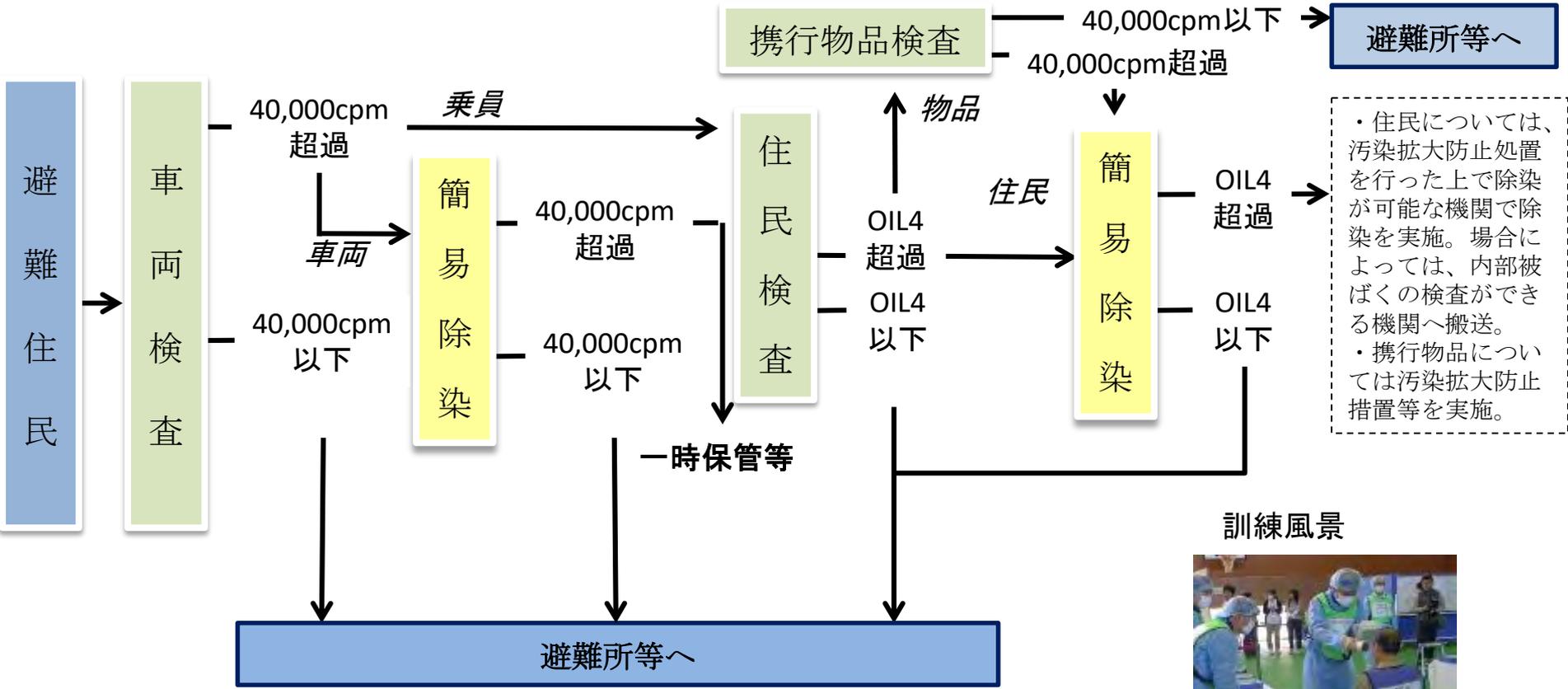
※平成23年東日本大震災時における日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定      緊急被ばく医療のための受入体制構築      緊急時モニタリング

# 検査手順等

- ▶ 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、車両が0IL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者が0IL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。携行物品の検査は、これを携行している住民が0IL4以下でない場合にのみ検査を行う。
- ▶ 検査の結果、0IL4以下でない車両、住民、携行物品には簡易除染を行う。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



# 11. 安定ヨウ素剤

## <対応のポイント>

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておく必要がある。

# 安定ヨウ素剤の服用

- ▶ 原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づいて服用
- ▶ 原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している県、市に速やかに伝達



安定ヨウ素剤

## (服用の目的)

- ・ 原子力発電所から放出される放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐ。  
 ※放射性ヨウ素は、主にプルーム通過時の吸入摂取等により体内に入る。

## (服用のタイミング等)

- ・ 安定ヨウ素剤はその効果が服用の時期に大きく左右されるため、適切なタイミングで速やかに住民等に服用させることが必要。このため、平時から事前配布や緊急時の配布体制の整備が必要。

## (その他の留意事項)

- ・ 県及び市は、安定ヨウ素剤の服用時における副作用の発生に対して、適切な対応体制を整える。
- ・ 県及び市は、事前配布時の説明会や原子力防災訓練等の機会を通して、安定ヨウ素剤の適切な取扱いを周知する。

区域	配布・服用
PAZ	事前配布。避難指示と同時に服用指示。
UPZ	緊急時に配布。モニタリング結果等に応じ、避難や一時移転とあわせて服用を指示。

# 安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び関係4市は、「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、PAZ地域住民等に対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布
- 平成27年6月よりPAZ地域住民への事前配布を開始し、平成28年〇月末現在、〇〇回の説明会を開催済
- PAZ地域事業所勤務者及びUPZ地域住民等のうち何らかの事情により事前配布を希望する者に対する配布に向け準備中

## 《安定ヨウ素剤事前配布説明会》

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期、管理方法、避難計画など、知っておくべき事項を説明。



説明会を開催した上で、事前配布

PAZの地区名	住民数 (3歳以上の住民を対象)	配布者数
鹿島		
島根		
古江		
生馬		

**PAZについては12月末までに  
全地区実施予定**

### ○説明会における主な説明事項

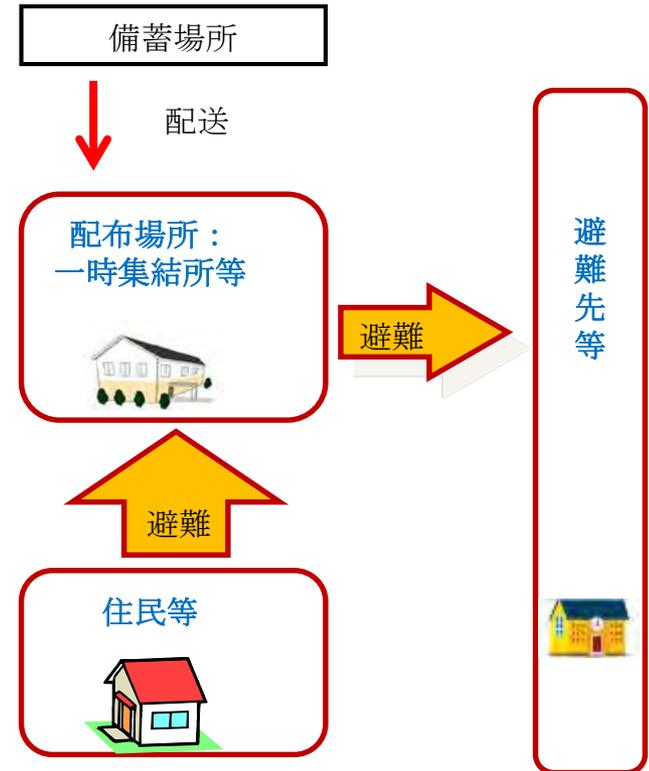
- ・ 効能と副作用を理解のうえ受け取ること
- ・ 年齢に応じた適量を服用すること
- ・ 第3者に譲渡しないこと
- ・ 原子力災害時に国や県、市から指示があった場合のみ服用すること
- ・ 有効期限は製造後3年間であり、交換時期に再度説明会に参加し、新しい安定ヨウ素剤と交換すること
- ・ 保管方法 等

- ・ 安定ヨウ素剤の服用が不適切な者は、施設敷地緊急事態要避難者として登録し、施設敷地緊急事態になった段階で避難
- ・ 3歳未満の乳幼児、保育園児・幼稚園児は、施設敷地緊急事態になった段階で、保護者とともに避難

# 安定ヨウ素剤の緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、島根県は市役所、オフサイトセンター、学校等にP A Z 及びU P Z 対象人口の3回分の数量を備蓄。鳥取県も、一時集結所、学校、調剤拠点薬局等にU P Z 対象人口の3回分を備蓄
- 引き続き緊急配布用の配備を進めるとともに、2県6市は、迅速な配布体制を整備

備蓄場所を表示



調剤訓練の様子

## 12. 原子力災害医療

国の原子力災害対策指針の見直しに伴い、原子力災害医療体制の見直しが求められており、今後詳細が示されていくのに併せて対応を検討する必要がある

### <対応のポイント>

原子力災害医療を迅速、的確に行うため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査、防護指導、健康相談等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認している。